

## 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金 F A Q

令和5年12月11日

### I 支給対象、支給額

1	応援金の支給対象施設は？	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金支給要領 別表の第2欄の支給対象者に掲げる鳥取県内に所在地がある事業所、施設(開設者が県、市町村、一部事務組合除く)であり、令和5年12月1日までに開設、運営を開始している場合が対象となります。																					
2	鳥取県が令和5年6月23日から令和5年9月29日までを申請期間として実施した医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金の支給を受けた場合、今回の応援金を申請することができるか？	本応援金(令和5年12月11日から令和6年1月31日までの申請期間)は、令和5年6月23日から令和5年9月29日までを申請期間として実施した応援金とは別に実施するものであるため、申請いただくことは可能です。																					
3	休止中の事業所、施設は支給対象に含まれるか？	令和5年12月1日時点で休止中の事業所、施設は対象となりません。																					
4	今後、開設予定の事業所、施設は支給対象になるか？	令和5年度中に開設する事業所、施設であっても令和5年12月1日時点で開設、運営していない場合は対象となりません。																					
5	事業所、施設は鳥取県内にあるものの、本社が鳥取県内にない場合、申請できるか？	本社が鳥取県外であっても、鳥取県内を所在地とする事業所、施設が存在する場合は、当該事業所、施設分については支給対象となります。なお、本社が鳥取県内であっても、鳥取県外に所在する事業所、施設分については支給対象外です。																					
6	応援金の支給額は？	施設区分、提供するサービス種別等の区分によって支給額が異なります。 詳細は支給要領の別表をご確認ください。																					
7	病院、有床診療所の場合、休床の病床は支給対象となるか？	令和5年12月1日時点で休床の病床は支給対象となりません。 なお、令和4年度病床機能報告(R4.7.1)において休床(病棟単位)としており、令和5年12月1日時点で実際に稼働している場合は稼働が確認できる書類をご提出ください。																					
8	支給された応援金の用途制限はあるか？	応援金は電気代等の高騰分に活用されることを想定していますが、特段の用途制限はありません。																					
9	同様の趣旨の給付金を他団体(国、市町村等)から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか？	他団体からの同趣旨の給付金の受給(予定を含む)の有無に関わらず、本応援金を受給することが可能ですが、ただし、本応援金を受給した場合に他の給付金を受けることができるか否かは、他の給付金の支給要件をご確認ください。																					
10	有床診療所において全ての病床を休床している場合は、有床診療所、無床診療所のいずれの施設区分で申請するのか？	令和5年12月1日時点で全ての病床を休床している場合は、診療所(無床)の施設区分で申請ください。																					
11	病院、診療所について、療養病床等から転換した介護医療院又は介護老人保健施設を有する場合は当該転換した病床数を含めた区分を適用するとあるが支給額はどのように計算するのか？	同一法人内で令和5年11月30日以前に療養病床等を介護医療院又は介護老人保健施設へ転換した施設を有する場合は、別表の「3 施設区分・提供するサービス種別等の区分」で転換分も含めた病床数の区分を適用し、当該施設の支給額を計算してください。 ※介護医療院等への転換分の病床数は医療機関分の「4 支給単価」の病床加算の計算には適用できませんが、「高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業(申請書提出先:福祉保健部ささえい福祉局長寿社会課)」で申請いただけます。  (例) A病院(救急告示病院) 150床 (一般病床:20床、療養病床:130床、許可病床数150床) B介護医療院 定員50人 (令和5年11月30日以前に、A病院の病床(50床)から転換)  <A病院の支給額(申請書提出先:医療政策課)> 支給単価を「病院(200床以上※)」の区分に適用して、支給額を算定する。 ※A病院150床+B介護医療院への転換分50床=200床の病院とみなして、該当の単価を適用。 (支給額の内訳) 基本分 ① 700,000円 加算分(救告)② 350,000円 加算分(病床)③ 60,000円×20床 土 40,000円×130床 土 6,400円×150床 ※加算分に転換した病床分は含めない 合計 ①+②+③ 8,410,000円  <B介護医療院の支給額(申請書提出先:長寿社会課)> 基本分 ① 350,000円 加算分(定員)② 20,000円×50人 合計 ①+② 1,350,000円																					
12	支給単価において定員加算がされる場合、いつ時点の定員で申請するのか？	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金支給要領 別表の第1欄の事業区分ごとの定員等の人数は次のとおりとなります。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th colspan="2">定員・児童数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業</td> <td colspan="2">「定員」は令和5年12月1日現在における指定状況です。</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉施設物価高騰対策支援事業</td> <td colspan="2">「定員」は令和5年12月1日現在における指定状況です。</td> </tr> <tr> <td>障がい者福祉施設物価高騰対策支援事業</td> <td colspan="2">「定員」は令和5年12月1日現在における指定状況です。</td> </tr> <tr> <td>救護施設物価高騰対策支援事業</td> <td colspan="2">「定員」は令和5年12月1日現在の人数です。</td> </tr> <tr> <td>保育施設等物価高騰対策支援事業</td> <td>保育施設等</td> <td>「児童数」は令和5年12月1日現在の人数です。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>児童養護施設等</td> <td>「児童人数」は令和5年12月1日現在の人数です。 「児童等人数(世帯数)」は令和5年12月1日現在の人数です。</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	定員・児童数等		高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業	「定員」は令和5年12月1日現在における指定状況です。		障がい児福祉施設物価高騰対策支援事業	「定員」は令和5年12月1日現在における指定状況です。		障がい者福祉施設物価高騰対策支援事業	「定員」は令和5年12月1日現在における指定状況です。		救護施設物価高騰対策支援事業	「定員」は令和5年12月1日現在の人数です。		保育施設等物価高騰対策支援事業	保育施設等	「児童数」は令和5年12月1日現在の人数です。		児童養護施設等	「児童人数」は令和5年12月1日現在の人数です。 「児童等人数(世帯数)」は令和5年12月1日現在の人数です。
事業区分	定員・児童数等																						
高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業	「定員」は令和5年12月1日現在における指定状況です。																						
障がい児福祉施設物価高騰対策支援事業	「定員」は令和5年12月1日現在における指定状況です。																						
障がい者福祉施設物価高騰対策支援事業	「定員」は令和5年12月1日現在における指定状況です。																						
救護施設物価高騰対策支援事業	「定員」は令和5年12月1日現在の人数です。																						
保育施設等物価高騰対策支援事業	保育施設等	「児童数」は令和5年12月1日現在の人数です。																					
	児童養護施設等	「児童人数」は令和5年12月1日現在の人数です。 「児童等人数(世帯数)」は令和5年12月1日現在の人数です。																					
13	高齢者福祉施設等について、同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合の申請方法は？	介護サービス事業所(1事業所)として申請してください。																					
14	介護サービス事業所について、サテライト事業所の取り扱いは？	介護サービス事業所として指定を受けている場合は、個別の事業所として申請可能ですが、																					

15	高齢者福祉施設等における居宅サービスについて、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに併設されている場合の取り扱いは？	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに併設され、一体的に運営されている場合は、併給できません。（入所系サービスに含まれる。）「一体的に運営されている場合」とは、入所系サービスと居宅サービス（居宅系の地域密着型サービス。以下同じ。）が同一敷地内又は近接地にあり、居宅サービスの利用者の半数以上が同一法人又はグループ法人の運営する入所系サービスの利用者である場合をいいます。
16	高齢者福祉施設等について、従来型とユニット型が存在する場合の申請方法は？	従来型とユニット型の同一入所施設が同じ又は近接している場合は単一の施設とし、入所定員は合算して申請してください。
17	高齢者福祉施設等について、サービス付き高齢者向け住宅は支給対象となるか？	サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当する施設に限り申請が可能です。
18	高齢者福祉施設等について、空床利用型の短期入所生活介護又は短期入所療養介護は支給対象となるか？	空床利用型の短期入所生活介護又は短期入所療養介護は対象外です。 空床利用型でなく、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に併設されている場合は、短期入所単体では補助対象としません。その場合、両サービスの定員を合算し、本体施設として申請してください。
19	訪問系サービスの区分（高齢分野、障がい分野を含む）において、複数の訪問系サービスを提供する場合の申請はどのように行うのか？	いずれか一つのサービス種別においてのみ支給申請を行うことができます。ただし、事務室区画がサービスごとに分離している場合のみ、それぞれのサービスで支給申請が可能です。
20	高齢者福祉施設の訪問系施設、障がい者福祉施設の訪問系サービスや障がい者福祉施設の短期入所など、令和5年4月のサービス提供実績によって申請金額が変更になる場合において、サービス提供実績が無い場合の取り扱いはどうなるか？	提供実績がない場合は、最も低い単価（障がい者福祉施設の短期入所の場合は基本単価のみ）で申請してください。
21	介護サービスの訪問リハビリテーションでは診療報酬上、20分で1訪問となる。1日当たりのカウント方法は診療報酬上の換算によるのか？（サービス提供時間が40分なら2回）	実際の訪問回数でカウントしてください（40分のサービス提供で1回）。
22	介護サービスの通所系事業所の定員は1日当たりの定員数か？それとも登録定員数か？	単位当たりの利用定員数で計上してください。
23	介護サービスの通所事業所で午前、午後の2交代制でやっており、それぞれ20名の定員。この場合は1日の受け入れ定員の40名で計上してよいか？	事業所運営のためにかかる光熱費は最大で20名分となるため、定員数は20名で計上してください。
24	障がい者福祉施設において基準該当サービスは対象に含まれるか？	含まれます。ただし加算については、他の分野で申請していない分のみ対象することができます。 定員数のうち、他サービスで申請していない定員の数を実利用者数欄に入力してください。 (例①): 総定員30名で介護分野において25名を申請済み→5を入力 (例②): 総定員30名で介護分野において30名を申請済み→0を入力)

## II 申請手続、申請書類

22	申請書類は何が必要か？	様式第1号 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金支給申請書を作成、ご提出ください。																				
23	申請書に押印は必要か？	押印は必須ではありません。																				
24	申請の受付期間はいつまでか？また、応援金の支給はいつから？	申請受付期間は、令和5年12月●日（●）～令和6年1月31日（水）としています。応援金の支給は、審査を終えたものから令和5年12月以降順次行います。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。																				
25	申請方法は？	<p>電子メール、郵送又は持参により施設ごとの申請書提出先へご提出ください。</p> <p>また、「病院・診療所・助産所」「薬局」「高齢者介護・福祉サービス事業所等」「障がい児福祉施設」「障がい者福祉施設」「救護施設」はとどり電子申請サービスによる申請も可能です。詳細は鳥取県HPをご確認ください。  <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/ouenkin">https://www.pref.tottori.lg.jp/ouenkin</a></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>問合せ・申請書提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院、診療所、助産所</td> <td>福祉保健部 健康医療局医療政策課</td> </tr> <tr> <td>薬局</td> <td>福祉保健部 健康医療局医療・保険課</td> </tr> <tr> <td>高齢者介護・福祉サービス事業所等</td> <td>福祉保健部 さえあい福祉局長寿社会課</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉施設</td> <td>子ども家庭部 子ども発達支援課</td> </tr> <tr> <td>障がい者福祉施設</td> <td>福祉保健部 さえあい福祉局障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>救護施設</td> <td>福祉保健部 さえあい福祉局長寿社会課</td> </tr> <tr> <td>保育施設等</td> <td>子ども家庭部 子育て王国課</td> </tr> <tr> <td>子ども食堂</td> <td>子ども家庭部 家庭支援課</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設等、DV被害者等支援施設</td> <td>子ども家庭部 家庭支援課</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	問合せ・申請書提出先	病院、診療所、助産所	福祉保健部 健康医療局医療政策課	薬局	福祉保健部 健康医療局医療・保険課	高齢者介護・福祉サービス事業所等	福祉保健部 さえあい福祉局長寿社会課	障がい児福祉施設	子ども家庭部 子ども発達支援課	障がい者福祉施設	福祉保健部 さえあい福祉局障がい福祉課	救護施設	福祉保健部 さえあい福祉局長寿社会課	保育施設等	子ども家庭部 子育て王国課	子ども食堂	子ども家庭部 家庭支援課	児童養護施設等、DV被害者等支援施設	子ども家庭部 家庭支援課
施設区分	問合せ・申請書提出先																					
病院、診療所、助産所	福祉保健部 健康医療局医療政策課																					
薬局	福祉保健部 健康医療局医療・保険課																					
高齢者介護・福祉サービス事業所等	福祉保健部 さえあい福祉局長寿社会課																					
障がい児福祉施設	子ども家庭部 子ども発達支援課																					
障がい者福祉施設	福祉保健部 さえあい福祉局障がい福祉課																					
救護施設	福祉保健部 さえあい福祉局長寿社会課																					
保育施設等	子ども家庭部 子育て王国課																					
子ども食堂	子ども家庭部 家庭支援課																					
児童養護施設等、DV被害者等支援施設	子ども家庭部 家庭支援課																					
26	申請者と受取口座の口座名義人が異なっても問題ないか？	申請者と口座名義が異なる場合は、委任状（様式任意）の提出をお願いします。 ※委任状には申請者の押印が必要です。																				
27	複数の事業所、施設を運営している場合、事業所、施設ごとの申請になるか、法人単位での申請になるのか？	法人が運営する事業所、施設をとりまとめて申請してください。 支給申請書は、法人単位での申請が可能なように1枚に運営する事業所、施設を複数記入することができます。 なお、1法人が異なる種別の事業所、施設を運営している場合は、事業区分ごとに申請書を作成いただく必要があります。（例）1法人で病院、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設を運営している場合、申請書は3種類作成してください。）																				
28	実績報告書の提出は必要か？	応援金支給のため、実績報告は不要です。 ただし、虚偽の申請があった場合は応援金の返還となります。																				